ご契約いただく国内旅行総合保険の概要

（注）お申込内容の詳細は保険約款によりますので、ご契約の際には必ず約款全文をご確認ください。
また、ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。
ご契約タイプによっては、セット（付帯）されていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害〔基本契約〕	死亡保険金	日本国内において旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1．次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③戦争・革命などの事変や暴動 ④核燃料物質の有害な特性など ⑤被保険者の自動車などの無資格運転、酒に酔った（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある）状態での運転、麻薬などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑥脳疾患、疾病、心神喪失 ⑦妊娠、出産、流産、外科手術等の医療処置（事故に伴うものを除く） ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑩自動車などの乗用具による競技、競争、興行、試運転 2．むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問いません） など
	後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じたとき。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 3%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院保険金	日本国内において旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき（入院に準じた状態を含みます。）。	入院の日数に対して、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。	
	手術保険金	入院保険金が支払われる場合で事故の日からその日を含めて 180 日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けたとき。	入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率（10 倍、20 倍、40 倍）を乗じた額をお支払いします。 注 1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。	
	通院保険金	日本国内において旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で平常の業務または生活に支障が生じ、通院（往診を含みます。）したとき。	通院の日数に対して、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限り、90 日間を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。	
	※入院・通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複してはお支払いできません。			
特約	賠償責任（自己負担額なし）	日本国内において旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき。 注 被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いの対象となります。	1 回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金、損害防止軽減費用、訴訟費用、緊急処置費用などをお支払いします。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	①保険契約者、被保険者の故意による賠償責任 ②職務の遂行に起因する賠償責任（仕事上の賠償責任） ③船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除く）、銃器の使用などに起因する賠償責任 ④同居する親族に対する、賠償責任 など
	携行品（自己負担額なし）	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者所有の携行品に損害が生じたとき。携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど携行品一式をいいます。 注 次のものは含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本（本などの原稿）、設計書、船舶（ヨット、モーターボートを含みます。）自動車（バイクを含みます。）、山岳登はん中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物等	携行品保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。 注 1 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます。（修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。） 注 2 1 個または 1 対のものについて 10 万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては 5 万円を限度とします。	①保険契約者、被保険者の故意による損害 ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為による損害 ③被保険者の自動車などの無資格運転、酒に酔った（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある）状態での運転、麻薬などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ④地震・噴火、これらによる津波による損害 ⑤自然の消耗、性質による変質・変色、瑕疵（かし） ⑥擦傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑦置忘れ、紛失 など
	救援者費用	日本国内において旅行行程中に ①搭乗する航空機や船舶が行方不明となったときもしくは遭難したとき。 ②事故によって生死が確認できないときまたは緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認されたとき。 ③ケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または続けて 3 日以上入院されたとき。	救援者費用保険金額を保険期間中の限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用（山岳遭難を除く） ②現地への交通費（救援者 2 名分まで） ③現地および現地までの行程における宿泊料（救援者 2 名分かつ、1 名につき 14 日分まで） ④現地からの移送費 ⑤諸雑費（3 万円限度）	1．傷害〔基本契約〕の「保険金をお支払いできない主な場合」1．①～⑩のいずれかによって生じた費用 2．むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問いません） など
	臨時費用	日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。	臨時費用保険金額の全額（60 万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。	傷害〔基本契約〕の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、生計を共にする同居の親族の行為によるケガ など
	航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用	日本国内において旅行行程中、被保険者が搭乗予定だった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、当該航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合で、出発地または着陸地変更した場合の着陸地においてホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊したとき。	1 回の欠航または着陸地変更につき、1 万円をお支払いします。	①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②地震・噴火、これらによる津波 ③戦争・革命などの事変や暴動 ④核燃料物質の有害な特性などによる事故 ⑤ホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊しない場合 など

● 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

02-08